

令和8年度 総社市立中学校・義務教育学校における拠点校部活動参加制度実施要項

総社市教育委員会

I 趣旨

部活動は、教育活動の一環として行われ、生徒の心身の調和のとれた発達を図り、一人ひとりの個性の伸長と学年の枠を越えた望ましい人間関係を育てるうえでも重要な役割を果たしている。しかし、近年、生徒数の減少や顧問となる教員、指導者の不足により、各中学校で生徒の希望する全ての種目の部活動を展開することはできない現状がある。そこで、在籍校に希望する部活動がない場合に限り、他校の部活動に参加できる取組として、本制度を実施する。

2 事業主体及び実施主体

事業主体は総社市教育委員会とする。また、実施主体は、総社市立中学校・義務教育学校とする。

3 拠点校部活動参加制度

(1) 市立中学校、義務教育学校において、一部の中学校に設置されている部活動を拠点校部活動に定め、当該部活動には指定する中学校、義務教育学校7年生～9年生から入部できるものとする。

(2) 拠点校部活動実施は下記の表を参照。

指定する中学校、義務教育学校 (在籍校)	実施種目	拠点校
総社東中学校 総社中学校 昭和五つ星学園義務教育学校	ハンドボール部 (男子・女子)	総社西中学校
総社中学校 昭和五つ星学園義務教育学校	剣道部(男子・女子)	総社西中学校
昭和五つ星学園義務教育学校	野球部(男子・女子) 卓球部(男子・女子)	総社中学校
	バレーボール部 (男子・女子)	総社西中学校

4 事業の実施に係る申請及び留意事項

実施にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 参加申請等について

① 参加を希望する生徒が在籍する学校（以下「在籍校」という。）の校長は、該当生徒・保護者からの「拠点校部活動参加申込書・保護者同意書」（様式1）の提出を受け、趣旨や参加制度に該当していることを確認して、拠点校校長に「拠点校部活動参加申込書・保護者同意書」を提出する。

※在籍校の部活動に所属する生徒は拠点校の部活動に参加することはできない。

- ② 拠点校部活動参加制度を活用する生徒は、在籍校における日本スポーツ振興センター災害給付制度の給付対象となるため、参加を希望する生徒の在籍校校長は、拠点校校長に対し「拠点校部活動参加制度指導委任書」(様式2)を作成し、提出する。
 - ③ 在籍校と拠点校部活動設置校（以下「拠点校」という。）は、技術指導や生徒指導等について十分に協議を行う。
 - ④ 拠点校校長は「拠点校部活動参加制度指導委任承諾書」(様式3)を在籍校に送付する。
- (2) 在籍校と拠点校の連携について
- ① 在籍校と拠点校において、あらかじめ連絡担当者（主として管理職）を決めておき、生徒の状況について密に連絡を取る。
 - ② 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
 - ③ 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。
- (3) 活動場所への移動について
- ① 参加生徒の拠点校の活動場所への移動及び活動場所からの帰宅については、保護者が責任を持つこととする。
 - ② 移動手段は、徒歩、自転車もしくは保護者の費用負担による公共交通機関を用い、自転車を利用する場合は、ヘルメットを着用する。
 - ③ 教員は参加生徒を引率しない。
- (4) 事故等への対応について
- ① 移動中や活動中の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を適応する。
 - ② 給付手続きは、参加生徒の在籍校が、拠点校と連絡を密にとり、事務手続きを行う。
- (5) 活動への参加について
- ① 参加生徒は、拠点校の部活動規定（規約）に従って活動する。
 - ② 参加の期間は当該年度または該当生徒が退部するまでとする。
 - ③ 参加生徒は、拠点校の毎月の活動予定表をもとに活動に参加し、欠席等は、その都度拠点校に連絡する。
 - ④ 練習日程等の連絡や出欠の確認は、参加生徒と拠点校の顧問で連絡を取り合うものとする。
 - ⑤ 参加生徒に関わるトラブルが発生した場合は、拠点校は在籍校と協議を行い、必要に応じて、参加生徒の活動停止や退部等の対応をとることもできる。
- (6) 大会参加等について
- ① 各種大会の参加等については、関係の連盟・団体の規定（規約）に従って行う。
 - ② 各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

附則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、昭和五つ星学園義務教育学校バレーボール部については、令和8年9月1日から施行する。